

大和郡山市と生駒市が上水道未普及地域解消で協力 県内初！自治体間連携による「第三者委託制度」を活用 ～大和郡山市と生駒市との広域連携協定を締結～

大和郡山市(以下、本市)は、上水道未普及地域を解消するため、県内で初となる自治体間連携による「第三者委託制度」を活用し、生駒市より矢田町榎木(むろのき)地区へ水道水の供給を受けることとなります。これにより、本市の上水道普及率は100%となります。

■ 県内初！自治体間連携による「第三者委託制度」を活用

本市は、水道法上の責任を明確にした上で区域外給水を受けるため、このたび、県内で初となる水道事業者間連携による水道法第24条の3に基づく、「第三者委託制度」を活用し、生駒市からの「上水道未普及地域解消事業」への協力を得ることができました。

具体的には、矢田町榎木地区に水道水の供給を受けるため、生駒市小瀬配水池を両市の共同管理とし、本市から生駒市へ水道の管理に関する技術上の業務を委託します。

■ 上水道未普及地域解消に向け広域連携協定を締結

矢田町榎木地区では、飲用井戸を水道水として使用していましたが、施設の老朽化等により、根本的な給水方法の見直しが必要となっていました。

本市既存施設からは、同地区への送水は距離が長く、高低差もあり、供用後の維持管理や水質管理の面など安定した供給の面に課題がありました。このことから、本年2月に本市から生駒市に対し、行政界付近に設置している生駒市小瀬配水池から同地区への水道水の供給について検討を依頼いたしました。

生駒市において、市町村間の広域連携推進の視点からも、両市における経済的、効率的な方法について協議、検討いただき、令和元年7月16日(火)、本市と生駒市との間で、この事業にかかる広域連携協定を締結いたしました。

■ 令和4年4月の供給開始を目指します

本協定締結後、設計～工事～第三者委託契約の締結～竣工～給水開始の流れとなり、令和4年4月の給水開始を目指します。

令和元年7月16日	連携協定締結
令和元年7月から令和2年2月	詳細設計
令和2年6月から	工事着工
令和4年3月頃	第三者委託契約の締結
令和4年3月頃	工事竣工
令和4年4月	給水開始

